

第6節 消費者と食・農とのつながりの深化

国産農林水産物が消費者や食品関連事業者に積極的に選択されるようにするためには、消費者と農業者・食品関連事業者との交流を進め、消費者が我が国の食や農を知り、触れる機会の拡大を図ることが重要です。また、次世代への和食文化の継承や、海外での和食の評価を更に高めるための取組等も重要です。

本節では、食育や地産地消¹の推進等、消費者と食・農とのつながりの深化を図るための様々な取組を紹介します。

(1) 食育の推進

(「第4次食育推進基本計画」の実現に向けた取組を推進)

食育の推進に当たっては、国民一人一人が自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが重要とされています。令和3(2021)年度からおおむね5年間を計画期間とする「第4次食育推進基本計画」では、基本的な方針や目標値を掲げるとともに、食育の総合的な促進に関する事項として取り組むべき施策等が定められています。

目標の達成に向けて、農林水産省は、デジタル化に対応した食育を推進するため、令和4(2022)年4月に、デジタル技術を活用した食育を行う際のヒントを盛り込んだデジタル食育ガイドブックを作成し、普及を進めています。また、農林水産省、愛知県と第17回食育推進全国大会愛知県実行委員会は、同年6月に「第17回食育推進全国大会inあいち」を開催しました。

さらに、農林水産省では、「新たな日常」に対応した食育等、最新の食育活動の方法や知見を食育関係者間で情報共有するとともに、異業種間のマッチングによる新たな食育活動の創出や、食育の推進に向けた研修を実施できる人材の育成等に取り組むため、全国食育推進ネットワークを活用した取組を推進しています。

くわえて、農林水産省では、食育の一環として、栄養バランスに優れた「日本型食生活²」の実践等を推進するため、地域の実情に応じた食育活動に対する支援を行っています。

このほか、農林水産省では、みどり戦略³の実現に向け、環境にやさしい持続可能な食育の推進に取り組むこととしています。



デジタル食育ガイドブック

URL : <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/network/movie/>



全国食育推進ネットワーク「みんなの食育」

URL : <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/network/index.html>

¹ 用語の解説(1)を参照

² ごはん(主食)を中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶等の多様な副食(主菜・副菜)等を組み合わせた、栄養バランスに優れた食生活のこと

³ 第2章第9節を参照

(事例) オンラインでの体験型食育活動を展開(沖縄県)

沖縄県宮古^{みやこ}市の農業生産法人である株式会社オルタナティブファーム宮古^{みやこ}は、さとうきび等の生産や黒糖製品の製造を行うとともに、体験型の食育プログラムを提供しています。

食育活動においては、さとうきびの収穫や黒糖づくり等の実体験を通じた取組のほか、オンラインでの体験型の食育学習も展開しています。

オンラインによる学習では、距離が離れていても、現地開催と同様に食育プログラムとしての価値を提供できるように、事前送付されるさとうきび苗の栽培体験キットを活用し、五感を使って楽しめる工夫を施しています。

また、一般向けには科学・歴史・生物・地理・経済等、様々な切り口でさとうきび栽培や製糖の話題を提供するとともに、双方向でのコミュニケーションや現地の紀行・文化の紹介等の工夫を行っています。

同社では、距離や参加人数、会場確保等の制約を受けずに、幅広く取組を行うことができるオンラインのメリットを活かしながら、島内の複数事業者が連携したプログラムの提供等も視野に入れ、体験型食育活動を推進していくこととしています。



さとうきびの栽培体験キット

資料：株式会社オルタナティブファーム宮古

(子ども食堂等の地域における共食の場の提供を推進)

高齢者の一人暮らしや一人親世帯等が増えるなど、家庭環境や生活の多様化により、家族との共食が難しい場合があることから、地域において様々な世代と共食する機会を持つことは、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え習得する上で重要となっています。

このため、農林水産省では、食育を推進する観点から、子ども食堂等地域での様々な共食の場を提供する取組を支援するとともに、政府備蓄米を無償交付するなどの支援を行っています。地域での共食の場によって、食育の推進、孤独・孤立対策、生活困窮者への支援等、様々な効果が期待されています。



資料：株式会社日本海開発



資料：わいわい子ども食堂プロジェクト



共食の場を提供する子ども食堂

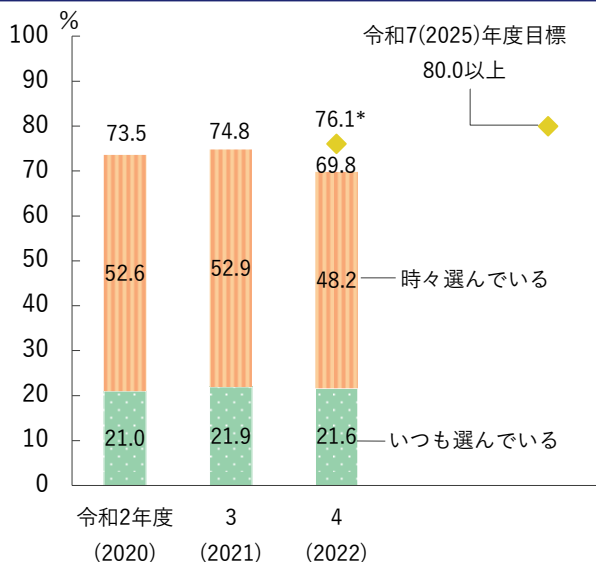
(2) 地産地消の推進

(産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合は約7割)

地域で生産された農林水産物をその地域内で消費する地産地消の取組は、国産農林水産物の消費拡大につながるほか、地域活性化や食品の流通経費の削減等にもつながります。

少子・高齢化やライフスタイルの変化等により国内マーケットの構造が変化している中、消費者の視点を重視し、地産地消等を通じた新規需要の掘り起こしを行うことが重要です。消費者や食品関連事業者に積極的に国産農林水産物を選択してもらえよう取組を進めていくため、農林水産省は令和7(2025)年度までに産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合を80%以上とすることを目標としています。令和4(2022)年度の同割合は前年度に比べ5ポイント減少し69.8%となっています(図表1-6-1)。

図表1-6-1 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」を基に作成

- 注：1) 全国20歳以上の者を対象として実施した郵送及びインターネットによるアンケート調査
 2) 「産地や生産者を意識して農林水産物を選んでいるか」についての質問への回答結果
 3) 「いつも選んでいる」、「時々選んでいる」の合計を「選んでいる」としている。
 4) *は政策評価の測定指標による令和4(2022)年度の目標値

(約3万校で学校給食が実施)

学校給食は、栄養バランスの取れた食事を提供することにより、子供の健康の保持・増進を図ること等を目的に、学校の設置者により実施されています。文部科学省の調査によると、令和3(2021)年5月時点で、小学校では18,923校(全小学校数の99.0%)、中学校では9,107校(全中学校数の91.5%)、特別支援学校等も含め全体で29,614校において行われており、約930万人の子供を対象に給食が提供されています。また、学校給食費の平均月額額は、小学校で4,477円、中学校で5,121円となっており、学校給食法に基づき、給食施設費等は学校の設置者が負担し、食材費は保護者が負担しています。なお、経済状況が厳しい保護者に対しては、生活保護による教育扶助や就学援助を通じて、支援が行われています。

学校給食の現場においては、地方公共団体ごとに献立や年間実施回数が異なるなどの理由により、学校給食費は地域で異なる状況も見られています。

(学校給食における地場産物の使用を推進)

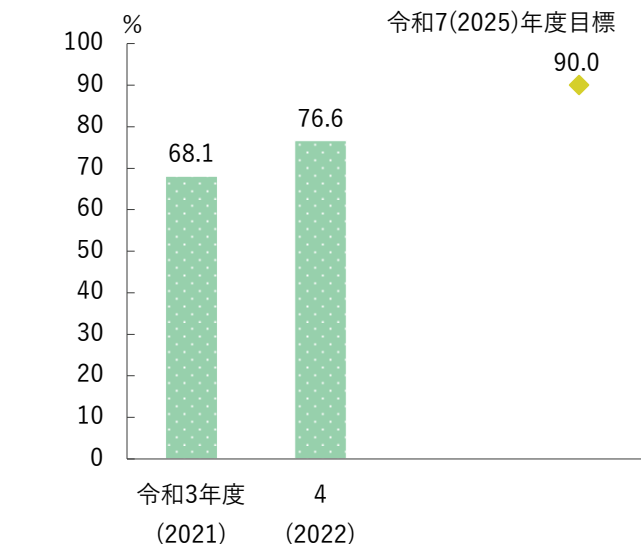
学校等施設給食において地場産農林水産物を使用することは、地産地消を推進するに当たって有効な手段であり、地域の関係者の協力の下、未来を担う子供たちが持続可能な食生活を実践することにつながることから、農林水産省は令和7(2025)年度までに学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を令和元(2019)年度の数値から維持・向上した都道府県割合を90%とすることを目標としています。令和4(2022)年度の同割合は76.6%となっています(図表1-6-2)。

また、文部科学省が令和4(2022)年度に実施した調査によると、学校給食における地場産物、国産食材の使用割合を都道府県別に見ると、地場産物の使用割合にばらつきが見られる一方、国産食材の使用割合はほとんどの都道府県で80%以上となっており、全国的に使用割合が高い状況となっています(図表1-6-3)。都道府県ごとに農業生産の条件が異なる中、学校給食における地場産物及び国産食材の活用に向けた取組が全国各地で進められています。

地場産農林水産物の利用については、一定の規格等を満たし、数量面で不足なく納入する必要があるなど多くの課題があるため、農林水産省では、学校等の現場と生産現場の双方のニーズや課題の調整役となる「地産地消コーディネーター¹」を全国の学校等施設給食の現場に派遣しています。

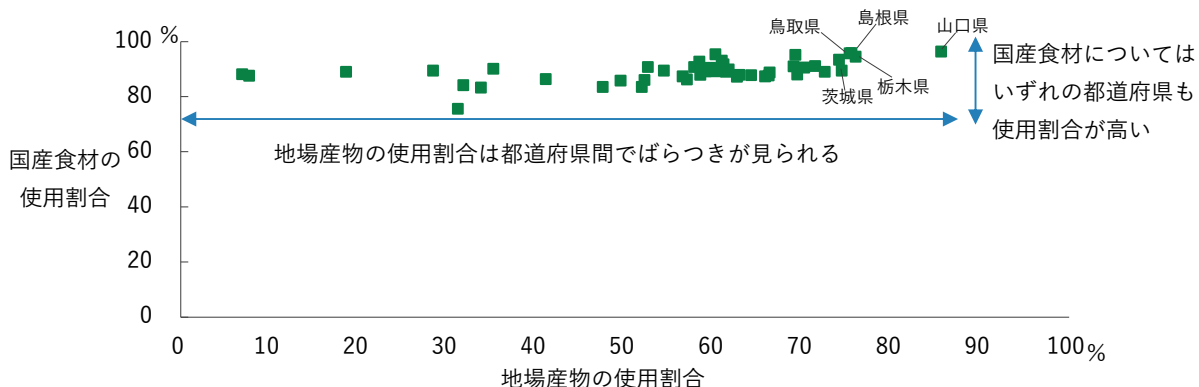
このほか、農林水産省では、地産地消の中核的施設である農産物直売所について、観光需要向けの商品開発や農林水産物の加工・販売のための機械・施設等の整備を支援しています。

図表1-6-2 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を令和元(2019)年度の数値から維持・向上した都道府県割合



資料：文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」を基に農林水産省作成

図表1-6-3 都道府県別に見た、学校給食における地場産物及び国産食材の使用割合



資料：文部科学省「令和4年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」を基に農林水産省作成

注：1) 令和4(2022)年度の数値

2) 金額ベースの数値

¹ 栄養教諭、栄養管理士、栄養士等の給食実務経験者、生産者組織代表、行政担当者等

図表1-6-3 都道府県別に見た、学校給食における地場産物及び国産食材の使用割合(続き)

(単位：%)

都道府県	地場産物	国産食材	都道府県	地場産物	国産食材	都道府県	地場産物	国産食材	都道府県	地場産物	国産食材
北海道	71.4	91.0	東京都	7.7	87.5	滋賀県	52.6	90.7	香川県	52.2	86.0
青森県	70.2	90.5	神奈川県	31.8	84.1	京都府	18.6	89.0	愛媛県	74.1	93.4
岩手県	60.9	93.0	新潟県	61.4	89.0	大阪府	6.9	88.1	高知県	60.2	95.3
宮城県	56.5	87.3	富山県	57.0	86.2	兵庫県	49.5	85.8	福岡県	51.9	83.4
秋田県	47.5	83.4	石川県	58.4	92.7	奈良県	33.8	83.2	佐賀県	58.5	87.8
山形県	59.6	90.4	福井県	35.2	90.1	和歌山県	28.4	89.4	長崎県	72.5	88.9
福島県	62.9	87.9	山梨県	65.8	87.3	鳥取県	75.3	95.7	熊本県	64.2	87.7
茨城県	74.4	89.4	長野県	69.2	95.1	島根県	75.5	95.8	大分県	69.0	90.9
栃木県	76.0	94.5	岐阜県	60.3	89.2	岡山県	61.7	89.8	宮崎県	66.3	88.7
群馬県	62.6	87.2	静岡県	61.1	91.7	広島県	60.3	89.4	鹿児島県	66.2	87.6
埼玉県	41.1	86.3	愛知県	59.1	89.1	山口県	85.6	96.3	沖縄県	31.2	75.5
千葉県	54.4	89.4	三重県	57.8	90.7	徳島県	69.4	88.0	全国平均	56.5	89.2

資料：文部科学省「令和4年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」を基に農林水産省作成

注：1) 令和4(2022)年度の数値

2) 金額ベースの数値

(3) 和食文化の保護・継承

(和食文化の保護・継承に向けた取組を推進)

食の多様化や家庭環境の変化等を背景に、和食¹や地域の郷土料理、伝統料理に触れる機会が少なくなっており、和食文化の保護・継承に向けて、郷土料理等を受け継ぎ、次世代に伝えることが課題となっています。このため、輸出促進や食文化を保護・継承することを目的として、地域の食文化の多角的な価値のある情報²を一元的・体系的に整理し、多言語化を含め、国内外に分かりやすく情報発信を行っており、郷土料理の情報を集約した「うちの郷土料理」の海外向けWebサイト「Our Regional Cuisines」、及び伝統的な加工食品の情報を発信するWebサイト「にっぽん伝統食図鑑」を開設しました。

また、身近で手軽に健康的な和食を食べる機会を増やしてもらい、将来にわたって和食文化を受け継いでいくことを目指し、平成30(2018)年度に発足した官民協働の取組である「Let's! 和ごはんプロジェクト」では、メンバーが令和5(2023)年3月時点で約190企業・団体に達しました。11月24日が「和食の日」とされているところ、令和4(2022)年11月24日・25日の2日間にわたり、同プロジェクトとして初となる消費者向けイベントを大阪で実施し、和ごはん訴求の取組を発信しました。

さらに、子供や子育て世代に対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材である「和食文化継承リーダー」を育成するため、栄養士や保育士等向けに研修会で使用する教材の作成や、モデル事業、和食文化に対する理解を深めるための研修会の開催等を行っていま



にっぽん伝統食図鑑

URL : <https://traditional-foods.maff.go.jp>

¹ 「和食：日本の伝統的な食文化」が平成25(2013)年12月にユネスコ無形文化遺産に登録。用語の解説(1)を参照

² 歴史、文化、製造方法等の伝統や特徴、健康有用性、持続可能性等

す。

このほか、文化庁では、我が国の豊かな風土や人びとの精神性、歴史に根差した多様な食文化を次の世代へ継承するために、文化財保護法に基づく保護を進めるとともに、各地の食文化振興の取組に対する支援や、食文化振興の機運醸成に向けた情報発信等を行っています。

(4) 消費者と生産者の関係強化

(消費者と生産者の交流の促進に向けた取組を推進)

消費者と生産者の交流を促進することにより、農村の活性化や、農業・農村に対する消費者の理解増進が図られるなどの効果が期待されています。また、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深めるために、農業者が生産現場に消費者を招き、教育ファーム等の農業体験の機会を提供する取組等も行われています。

このほか、苗の植付け、収穫体験を通じて食材を身近に感じてもらい、自ら調理し、おいしく食べられることを実感してもらう取組や、生産現場の見学会、産地との交流会等も行われています。

こうした取組を通じ、消費者が自然の恩恵を感じるとともに、食に関わる人々の活動の重要性と地域の農林水産物に対する理解の向上や、健全な食生活への意識の向上が図られるなど、様々な効果が期待されています。

農林水産省は、これらの取組を広く普及するため、教育ファーム等の農林漁業体験活動への支援や、どこでどのような体験ができるか等についての情報発信を行っています。

(事例) 米づくりを起点とした食と農を近づけるための取組を展開(栃木県)

栃木県那須町の株式会社FARM1739とTINTS株式会社が共同で立ち上げたブランドである「稲作本店」では、米の生産・販売と共に、米づくりを起点とした食と農を近づけるための取組を展開しています。

同店では、SNSやクラウドファンディングの手法も活用しながら、都市住民や近隣の非農家が田んぼに気軽に立ち寄ってコーヒー等を楽しめる「田んぼでカフェ」の開催や、お米が育った場所で、その地域の新を使って釜でご飯を炊く体験をする「田んぼでキャンプ」の開催等に取り組んでいます。

また、近隣のホテルと連携した農業体験プログラムの企画運営のほか、地元小学生の職業体験の受入れや、田んぼに関わる循環型農業について教える出前授業の開催等にも取り組んでいます。

同店は、第9回ディスカバー農山漁村の宝で優良事例としても選定されており、今後とも、「つくとたべるがつながるイナサク」をコンセプトに、田んぼを使った様々な取組を通じて、生産者と消費者が互いに交流を深める活動を推進していくこととしています。



田んぼでカフェの様子

資料：稲作本店



稲作本店を立ち上げた井上夫婦

資料：稲作本店

(新たな国民運動「ニッポンフードシフト」を通じ、食と農の魅力を発信)

食料の持続的な確保が世界的な共通課題となる中で、食と農の距離が拡大し、農業や農村に対する国民の意識・関心は薄れています。

このような中、農林水産省は、令和3(2021)年度から、食と農のつながりの深化に着目した、官民協働で行う新たな国民運動「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」(以下「ニッポンフードシフト」という。)を開始しました。

ニッポンフードシフトは、未来を担う1990年代後半から2000年代生まれの「Z世代」を重点ターゲットとして、食と環境を支える農林水産業・農山漁村への国民の理解と共感・支持を得つつ、国産の農林水産物の積極的な選択に結び付けるために、全国各地の農林漁業者の取組や地域の食、農山漁村の魅力を発信しています。令和4(2022)年度には、宮城県、石川県、東京都、山梨県、兵庫県、福岡県、沖縄県等全国各地で、食について考えるきっかけとなるトークセッションやマルシェ等のイベントを開催しました。また、ニッポンフードシフトの趣旨に賛同した「推進パートナー」等と連携した取組の展開や、テレビ、新聞、雑誌、Webサイト、SNS等のメディアを通じた官民協働による情報発信を実施しました。



食から日本を考える。アニメーション動画

URL : <https://nippon-food-shift.maff.go.jp/movie/>



食から日本を考える。NIPPON FOOD SHIFT FES.東京 2022

(消費者と農林水産業関係者等を結ぶ広報を推進)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、デジタル技術の活用等、生活様式の変化により、消費者はSNS等のインターネット上の情報を基に購買行動を決定し、生産者もこれに合わせて積極的にSNS上で情報発信をするようになりつつあります。これを踏まえ、農林水産省は、職員がYouTuberとなって、我が国の農林水産物や農山漁村の魅力等を伝える省公式YouTubeチャンネル「BUZZ MAFF」や、農林水産業関連の情報や施策を消費者目線で発信する省公式Twitter、食卓や消費の現状、暮らしに役立つ情報等を毎週発信するWebマガジン「aff(あふ)」等を通じて、消費者と農林水産業関係者、農林水産省を結ぶための情報発信を強化しています。

特に令和元(2019)年度から開始したBUZZ MAFFは、令和4(2022)年度末時点で動画の総再生回数は3,800万回を超え、チャンネル登録者数は16万9千人を超えています。

また、令和4(2022)年度の「こども霞が関見学デー」の一環として、食や農林水産業について学べる夏の特設Webサイト「マフ塾 ～いのちを支える食の学び舎～」を開設し、小学生から大人まで楽しめる学習ドリル等、全国どこからでも農業・林業・水産業を学べるコンテンツを公開しました。



第7節

国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

食品の安全性を向上させるためには、食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある有害化学物質・有害微生物について、科学的根拠に基づいたリスク管理¹等に取り組むとともに、農畜水産物・食品に関する適正な情報提供を通じて消費者の食品に対する信頼確保を図ることが重要です。

本節では、国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保のための取組を紹介します。

(1) 科学的知見等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

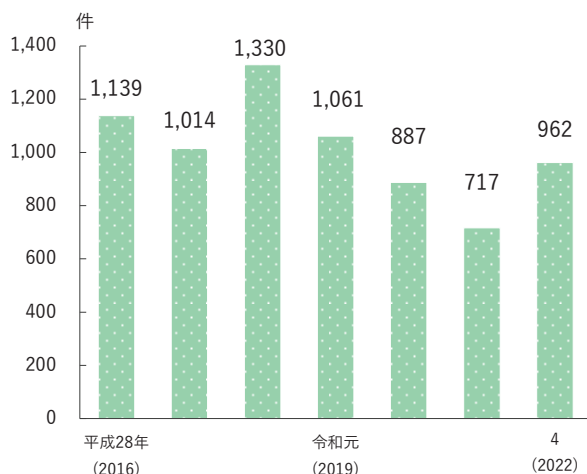
(食中毒発生件数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に迫る962件)

食中毒の発生は、消費者に健康被害が出るばかりでなく、原因と疑われる食品の消費の減少にもつながることから、農林水産業や食品産業にも経済的な影響が及ぶおそれがあります。このような中、農林水産省は、食品の安全や、消費者の信頼を確保するため、「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、科学的根拠に基づき、生産から消費に至るまでの必要な段階で有害化学物質・有害微生物の汚染の防止や低減を図る措置の策定・普及に取り組んでいます。

令和4(2022)年の食中毒の発生件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に迫る962件となりました(図表1-7-1)。

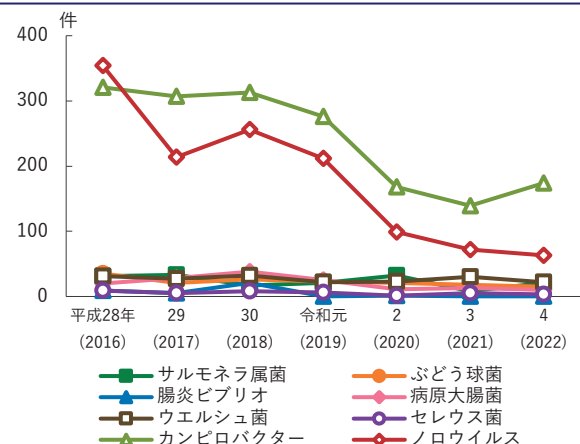
一方、患者数が2人以上の食中毒の発生件数を病因物質別に見ると、カンピロバクター²が174件と最も多く、次いでノロウイルス³が63件となっています(図表1-7-2)。

図表1-7-1 食中毒発生件数



資料：厚生労働省「令和4年食中毒発生状況」

図表1-7-2 主な病因物質別の食中毒発生件数(2人以上の事件数)



資料：厚生労働省「令和4年食中毒発生状況」

注：病原大腸菌は、腸管出血性大腸菌を含む。

¹ 全ての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果等を検討し、適切な政策・措置の決定、実施、検証、見直しを行うこと

² 食中毒の原因細菌の一つ。加熱不足の鶏肉が主な原因

³ 食中毒の原因ウイルスの一つ。加熱不足の二枚貝や、ウイルスに汚染された食品が主な原因

(最新の科学的知見・動向を踏まえリスク管理を実施)

農林水産省は、食中毒の発生件数の増減等の最新の科学的知見や、消費者・食品関連事業者等関係者の関心、国際的な動向を考慮して、食品の安全確保に取り組んでいます。

農林水産省では、優先的にリスク管理の対象とする有害化学物質・有害微生物を選定した上で、5年間の中期計画及び年度ごとの年次計画を策定し、サーベイランス¹やモニタリング²を実施しています。また、汚染低減のための指針等の導入・普及や衛生管理の推進等の安全性向上対策を食品関連事業者と連携して実施し、その効果の検証のための調査を実施し、最新の情報に基づいて指針等を更新しています。くわえて、食品安全に関する国際基準・国内基準や規範の策定、リスク評価に貢献するため、これらの取組により得た科学的知見やデータをコーデックス委員会³や関連の国際機関、関係府省へ提供しています。

令和4(2022)年度は、有害化学物質20件、有害微生物10件の調査を実施しました。また、国産麦類のかび毒やアミノ酸液を原材料に含むしょうゆ中のクロロプロパノール類⁴の実態調査結果を公表するとともに、関係者に低減対策の徹底を要請しました。その他の調査結果についても解析した上で、当省のWebサイトや学術誌、学会等で発表したほか、令和5(2023)年2月には、平成29(2017)年度と平成30(2018)年度に実施した食品中の有害化学物質の含有実態調査の結果等をまとめた「有害化学物質含有実態調査結果データ集(平成29～30年度)」を公表しました。

さらに、これまで実施してきた有害化学物質・有害微生物の汚染の防止、低減のための措置の取組状況や効果について検証・評価し、見直しの必要性等の検討を進めています。

このほか、消費者向けの食品安全に関する情報の発信にも積極的に取り組んでおり、毒キノコ、山菜、ノロウイルス等による食中毒の防止について、Webサイトに掲載するとともに、SNS、動画等を活用して注意喚起を行っています。令和4(2022)年度は、子供にも出演してもらうなど、子育て世代を含む幅広い層に親しみやすいものとなるよう、新たにカレーの調理やお弁当づくりの際に注意したいポイントをまとめた動画を公開しました。



安全で健やかな食生活を送るために

URL : <https://www.maff.go.jp/j/fs/index.html>

(薬剤耐性菌の増加を防ぐ対策を推進)

近年、抗菌剤の不適切な使用を原因とした薬剤耐性菌の発生により、人や動物の健康への影響が懸念されています。このため、「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」に基づき、薬剤耐性対策に取り組んでいます。薬剤耐性対策は、人と動物の健康と環境の保全を担う関係者が緊密な協力関係を構築し、分野横断的な課題の解決のために活動していこうというワンヘルス・アプローチの観点からも重要です。

食用動物に用いる抗菌剤のうち、飼料中の栄養成分の有効利用の促進を目的とした抗菌性飼料添加物については、食用動物への使用により選択される薬剤耐性菌の人の健康への影響評価が令和3(2021)年度で完了し、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると評価されていた5成分の指定を取り消しました。また、動物用医薬品についても、食品安全委員

¹ 問題の程度又は実態を知るための調査のこと

² 矯正的措施をとる必要があるかどうかを決定するために、傾向を知るための調査のこと

³ 消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、昭和38(1963)年にFAO(国際連合食糧農業機関)及びWHO(世界保健機関)により設置された国際的な政府間機関

⁴ プロパノールに塩素が結合した物質の総称であり、食品の製造工程で原料に含まれる脂質から意図せず生じてしまう物質の一つ

会と連携して、順次リスク評価を進めています。

このほか、令和4(2022)年度に海外における動物用医薬品の使用規制や畜水産物中の残留基準値について調査を実施し、Webサイトで公表しています。

(肥料制度に基づく取組を推進)

農林水産省では、生産資材の適正使用を推進するとともに、科学的データに基づく生産資材の使用基準の設定・見直し等を行い、安全な農畜水産物の安定供給を確保することとしています。

肥料については、農業者が安心して利用できる有機・副産物肥料の活用拡大が重要となっているところ、令和2(2020)年12月から、肥料の配合に関する規制の見直しによって、化学肥料と堆肥を配合した肥料等が届出で生産・輸入できるようになりました。こうした肥料の生産・輸入に係る農林水産大臣への届出について、令和4(2022)年度は269件となっています。農林水産省は、引き続き肥料制度に基づく取組を推進していくこととしています。

(国内使用量の多い農薬を優先して順次再評価を実施)

農林水産省は、農薬の安全性の一層の向上を図るため、平成30(2018)年に改正された農薬取締法に基づき、令和3(2021)年度から再評価を開始しました。

再評価は、最新の科学的知見に基づき、全ての農薬についておおむね15年ごとに実施することとしており、国内での使用量が多い農薬を優先して順次再評価を進めています。

(2) 食品に対する消費者の信頼の確保

(加工食品の原料原産地表示が義務化)

全ての加工食品¹を対象に、重量割合1位の原材料の原産地を原則として国別重量順で表示する原料原産地表示制度が、令和4(2022)年4月から義務化されました。これを受け、消費者が加工食品を購入する際に表示を確認し、国産原材料を使用したものを選択することができるようになっています。

¹ 外食、容器包装に入れずに販売する場合、作ったその場で販売する場合、輸入品等は対象外

(コラム) インターネット販売における食品表示の情報提供方法等を提示

近年、インターネットを介した電子商取引サイト(以下「ECサイト」という。)における食品購買が増加し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がその傾向に大きな拍車をかけています。

一方、食品の義務表示事項や表示方法を定めた食品表示基準は食品の容器包装への表示を適用範囲としており、ECサイトにおける食品表示情報の掲載については適用範囲外となっています。そのため、容器包装上の食品表示と、ECサイト上に掲載されている食品表示情報に大きな差が生じています。

こうした状況を踏まえ、消費者庁では、令和4(2022)年6月に「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック」を公表しました。

本ガイドブックでは、ECサイト上でどのような食品表示情報をどのような方法でどの程度提供すればよいか、その考え方や効用を説明するとともに、具体的な提供例や、それを支えるための情報入手方法・管理方法についても提示しています。ECサイトで食品表示情報を掲載する上での事業者等向けの参考ツールとして活用されることが期待されています。



インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック

資料：消費者庁

(食品トレーサビリティの普及啓発を推進)

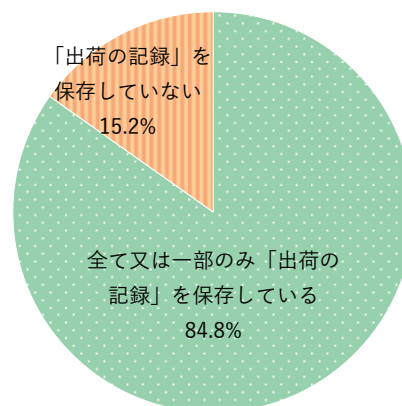
食品トレーサビリティは、食品の移動を把握できることを意味しています。各事業者が食品を取り扱った際の記録を作成・保存しておくことで、食中毒等の健康に影響を与える事故等が発生した際に、問題のある食品がどこから来たのかを遡及して調べ、どこに行ったかを追跡することができます。

令和5(2023)年3月に公表した調査によれば、農畜産物の「出荷日、出荷先、種別、数量」等が記載された出荷の記録の保存については、「全て又は一部のみ「出荷の記録」を保存している」と回答した農業者の割合が84.8%、「「出荷の記録」を保存していない」と回答した農業者の割合が15.2%となっています(図表1-7-3)。

一方、食品の製造工程における内部トレーサビリティは、記録の整理・保存に手間が掛かることや、取組の必要性や具体的な取組内容が分からないなどの理由から、特に中小零細企業での取組率が低いことが課題となっています。

このため、農林水産省では、令和4(2022)年11月に、食品トレーサビリティに関し、事業者が自主的に取り組む際のポイントを解説するテキスト等を策定し、更なる取組の普及啓発を推進しています。

図表1-7-3 農業者による出荷の記録の保存



資料：農林水産省「生産者及び流通加工業者の食品トレーサビリティに関する意識・意向調査結果」(令和5(2023)年3月公表)を基に作成

注：令和4(2022)年10～11月に実施したアンケート調査



第8節

動植物防疫措置の強化

食料の安定供給や農畜産業の振興を図るため、高病原性鳥インフルエンザ¹や豚熱²等の家畜伝染病や植物の病害虫³に対し、侵入・まん延を防ぐための対応を行っています。また、近年、アフリカ豚熱³や口蹄疫等の畜産業に甚大な影響を与える越境性動物疾病が近隣のアジア諸国において継続的に発生しています。これら疾病の海外からの侵入を防ぐためには、関係者が一丸となって取組を強化することが重要です。

さらに、国内で継続的に発生が見られるヨーネ病等の慢性⁴疾病や腐蛆病⁵等の蜜蜂の疾病への対策のほか、改正植物防疫法⁴に基づく対策も重要となっています。

本節では、動植物防疫措置の強化に関わる様々な取組について紹介します。

(高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病が発生)

令和4(2022)年の主な家畜伝染病の発生状況を見ると、高病原性鳥インフルエンザが66戸、豚熱が9戸、ヨーネ病(牛)が519戸、腐蛆病が26戸となっています(図表1-8-1)。

図表1-8-1 令和4(2022)年における主要な家畜伝染病の発生状況

病名	発生戸数	病名	発生戸数
口蹄疫	0	馬伝染性貧血	0
ブルセラ症(牛)	0	豚熱	9
結核(牛)	0	アフリカ豚熱	0
ヨーネ病(牛)	519	高病原性鳥インフルエンザ	66
牛海綿状脳症(BSE)	0	低病原性鳥インフルエンザ	0
スクレイピー(羊)	0	腐蛆病	26

資料：農林水産省「家畜伝染病発生年報」

注：家畜伝染病予防法の規定による患者届出戸数

(越境性動物疾病の侵入・まん延リスク増加に対応した水際対策を強化)

海外からアフリカ豚熱や口蹄疫等の越境性動物疾病の国内侵入を防ぐために、空港及び海港において入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査等、水際対策を徹底して実施しています。令和2(2020)年7月に改正家畜伝染病予防法⁵が施行され、輸入禁止品の廃棄等の水際検疫における家畜防疫官の権限を強化したほか、検疫体制も強化し、令和4(2022)年度末時点で、家畜防疫官が526人、検疫探知犬が140頭となっています。



動植物検疫探知犬

¹ 用語の解説(1)及びトピックス4を参照

² 用語の解説(1)及びトピックス4を参照

³ 用語の解説(1)を参照

⁴ 正式名称は「植物防疫法の一部を改正する法律」

⁵ 正式名称は「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」

また、越境性動物疾病対策は、国際的な協力が不可欠であるという共通認識の下、国際機関、G7の枠組み、獣医当局間及び研究所間で連携して活動を行っています。さらに、越境性動物疾病が継続的に発生している近隣諸国との連携を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、アジア諸国・地域における疾病の発生拡大を防止し、疾病の侵入リスクを低減しています。

(飼養衛生管理向上に向けた取組を推進)

高病原性鳥インフルエンザや豚熱だけでなく、ヨーネ病や牛伝染性リンパ腫等の慢性疾病を含めた伝染性疾病への対策の基本は、病原体を農場に入れないこと及び農場から出さないことであり、農場における適切な飼養管理、消毒等による感染リスクの低減等、日頃からの取組が極めて重要になります。このため、生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、農場指導、検査、ワクチン接種や淘汰等の取組を推進しており、農場、都道府県の家畜保健衛生所、臨床獣医師や関係団体が連携した取組を支援しています。

なお、牛のブルセラ症及び結核については、平成30(2018)年度から3年間にわたる清浄性確認サーベイランスの結果、国内の清浄性が確認されました。我が国の清浄性を維持するための対策を引き続き推進していくこととしています。

また、蜂の幼虫が病原体を含む餌を摂取したときに発症し死亡する家畜伝染病である腐蛆病のまん延防止を推進しています。

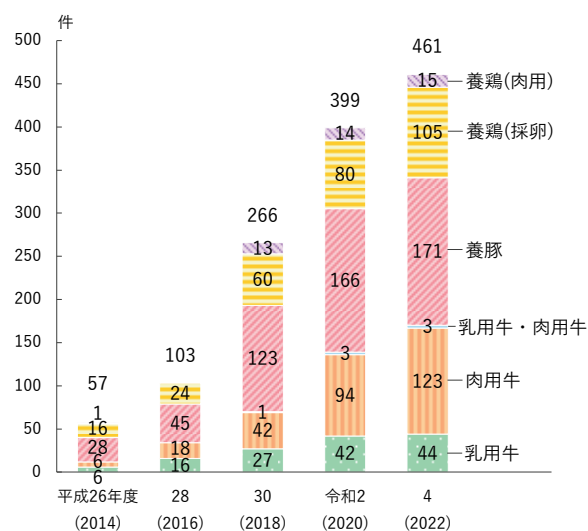
(農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の取組が進展)

畜産物の安全性を向上させるためには、個々の畜産農場における衛生管理を向上させ、農場から消費までの一貫した衛生管理を行うことが重要です。

農場HACCPは、畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にHACCP¹の考え方を取り入れ、危害要因(微生物、化学物質、異物等)を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階で危害要因をコントロールする手法です。農林水産省では、消費者に安全な畜産物を供給するために農場HACCPの取組を推進しており、農場指導員²の養成や、生産から加工・流通、消費まで連携した取組の支援を実施しています。

農場HACCP認証取得農場数は年々増加しており、令和4(2022)年度は461件となりました(図表1-8-2)。

図表1-8-2 農場HACCP認証取得農場数



資料：農林水産省作成

注：各年度末時点の数値

¹ 用語の解説(2)を参照

² 家畜保健衛生所の職員等の獣医師を始めとした、農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員

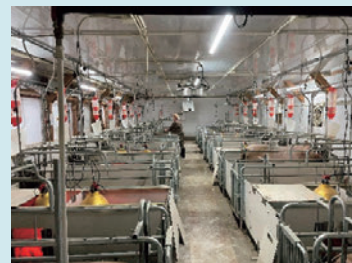
(事例) 養豚経営において農場HACCPを活用した衛生管理の取組を推進(青森県)

青森県横浜町の有限会社飯田養豚場では、農場HACCPを活用した衛生管理の取組を推進し、消費者の求める安全な畜産物の生産に取り組んでいます。

同農場は、繁殖母豚300頭規模の一貫生産を家族労働で実践する優良経営農場で、衛生管理を重視する観点から、令和2(2020)年に農場を新築し、繁殖母豚を自家生産から多産系母豚の外部導入に切り替えました。

平成31(2019)年には農場HACCP認証の取得により、病原体の持込み防止対策等の飼養衛生管理の強化とともに、作業の文書化により従業員の理解度が向上するなどの効果が見られています。

また、同農場では、地元産の酒かす粉末を添加した飼料給餌によって肥育したブランド豚「あおりほろよい豚」を生産し、優れた生産性・収益性を実現しており、将来的には、繁殖母豚500頭規模の一貫養豚生産を目指しています。



衛生的に管理された豚舎

資料：有限会社飯田養豚場

(植物の病害虫の侵入・まん延を防止)

令和4(2022)年10月に静岡県で、さつまいもの重要病害虫であるアリモドキゾウムシが本州で初めて確認されました。これを受けて農林水産省は県と連携し、寄主植物の除去等の初動防除を行うとともに、発生範囲を特定するための調査を実施しました。さらに、アリモドキゾウムシの根絶に向け、令和5(2023)年3月に植物防疫法に基づく緊急防除を開始しました。



アリモドキゾウムシ

農林水産省は、このほかにも国内で確認されたジャガイモシロシストセンチュウやテンサイシストセンチュウについても緊急防除を実施し、まん延防止に取り組んでいます。

(植物の病害虫の侵入・まん延リスク増加に対応した改正植物防疫法が公布)

近年、地球温暖化等による気候変動、人やモノの国境を越えた移動の増加等に伴い、植物の病害虫の侵入・まん延リスクが高まっています。

また、化学農薬の使用に伴う環境負荷を低減することが国際的な課題となっていることに加え、国内では化学農薬に依存した防除により薬剤抵抗性が発達した病害虫が発生するなど、化学農薬だけに頼らない防除の普及等を図っていくことが急務となっています。

さらに、農林水産物・食品の輸出促進に取り組む中で、植物防疫官の輸出検査業務も増加するなど、植物防疫をめぐる状況は複雑化しています。

こうした状況の中、令和4(2022)年5月に公布された改正植物防疫法においては、法律に基づく病害虫の侵入調査事業の実施、緊急防除の迅速化、発生予防を中心とした総合防除を推進する仕組みの構築、検疫対象への物品の追加、植物防疫官の権限の拡充、農林水産大臣の登録を受けた登録検査機関による輸出検査の一部の実施等の措置を講ずることとしています。



植物防疫法の改正について

URL : <https://www.maff.go.jp/j/syouan/shokukaisei.html>

第9節 国際交渉への対応

国際交渉においては、我が国の農林水産業が「国の基^{もとい}」として発展し、将来にわたってその重要な役割を果たしていけるよう交渉を行うとともに、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大につながる交渉結果の獲得を目指しています。

本節では、経済連携交渉等の国際交渉への対応状況等について紹介します。

(複数の国とのEPA/FTAの交渉を実施)

特定の国・地域で貿易ルールを取り決めるEPA/FTA¹等の締結が世界的に進み、令和4(2022)年6月時点では380件に達しています。

我が国においても、令和4(2022)年度末時点で、21のEPA/FTA等が発効済・署名済です(図表1-9-1)。これらの協定により、我が国は世界経済の約8割を占める巨大な市場を構築することになります。輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用し、我が国の強みを活かした品目の輸出を拡大していくため、我が国農林水産業の生産基盤を強化していくとともに、新市場開拓の推進等の取組を進めることとしています。

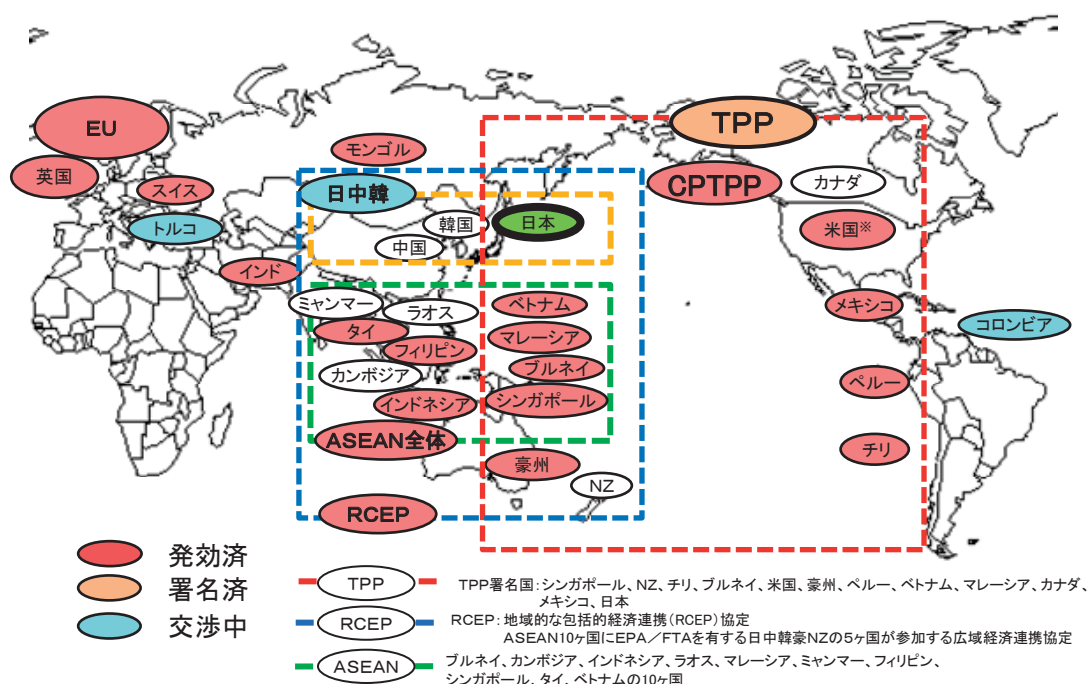
令和4(2022)年11月にはイスラエル、12月にはバングラデシュとの間で共同研究の立上げを決定しました。



EPA/FTA 等に関する情報

URL : https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/

図表 1-9-1 我が国における EPA/FTA 等の状況



※米国とは、令和2(2020)年1月1日に日米貿易協定が発効

資料：農林水産省作成

¹ 用語の解説(2)を参照

また、世界共通の貿易ルールづくり等が行われるWTO¹においても、これまで数次にわたる貿易自由化交渉が行われてきました。平成13(2001)年に開始されたドーハ・ラウンド交渉においては、依然として、開発途上国と先進国の溝が埋まっていないなど、農業分野等の交渉の今後の見通しは不透明ですが、我が国としては、世界有数の食料輸入国としての立場から公平な貿易ルールの確立を目指し交渉に臨んでおり、我が国の主張が最大限反映されるよう取り組んでいます。

(コラム) IPEF の交渉開始を決定

令和4(2022)年9月に、インド太平洋経済枠組み^{アイペフ}(IPEF^{*1})の閣僚級会合が開催され、貿易、サプライチェーン、クリーン経済及び公正な経済の四つの分野についての閣僚声明が採択されるとともに、米国、日本、豪州等14か国が参加する形で正式に交渉開始が決定されました。

農業分野においては、各国による食料及び農産物の不当な輸出規制措置の回避や、輸入制限措置の改善等に関する文言が閣僚声明に含まれました。今後の議論の進展に応じて、食料安全保障^{*2}の確保、農林水産物の輸出拡大、持続可能な農業生産の推進等の課題解決を目指し、我が国の立場を主張していくこととしています。

*1 Indo-Pacific Economic Framework の略

*2 用語の解説(1)を参照



IPEFの閣僚級会合

資料：外務省

(CPTPPへの英国の加入交渉が実質的に妥結)

平成30(2018)年12月に発効した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)への英国の加入手続について、CPTPP参加国及び英国の間での協議が進められ、令和5(2023)年3月に交渉が実質的に妥結した旨の閣僚共同声明が発表されました。日本側の関税に関する措置については、現行のCPTPPの範囲内で妥結しました。また、英国側の関税については、英国から短・中粒種の精米等の関税撤廃を獲得しました。今後は、英国の加入の条件等を規定する加入議定書の作成作業等が行われることとなっています。

(日米間の新たな牛肉セーフガードの適用条件を定める日米貿易協定改正議定書が発効)

日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードに関する協議については、令和3(2021)年3月に我が国において日米貿易協定に基づき米国産牛肉に対するセーフガード措置がとられたことを受けて、令和元(2019)年10月に日米貿易協定に関連して作成された二国間の交換公文に基づき開始されたものであり、その後の累次にわたる協議を経て、令和4(2022)年3月に、実質合意に至りました。同年11月には、米国産牛肉に対するセーフガード措置の適用条件の修正等を定めた日米貿易協定を改正する議定書が国会で承認され、令和5(2023)年1月に発効しました。

新たなセーフガード措置については、発動水準の大幅な引上げを求める米国に対して、「TPP²の範囲内」との基本方針の下、約1年にわたり交渉を続けた結果、米国とCPTPP締約国からの合計輸入量がCPTPPの発動水準を超えた場合に米国に対して発動する仕組みで合意に至りました。これは、米国とCPTPP締約国からの合計輸入数量を発動水準とす

¹ 用語の解説(2)を参照

² 用語の解説(2)を参照

る、米国も含めて合意した当初のTPP協定の枠組みに則したものであり、牛肉の国内生産への影響という観点も踏まえた措置です。

(G7農業大臣会合においてコミュニケを採択)

令和4(2022)年5月にドイツで開催されたG7農業大臣会合では、ウクライナ情勢が及ぼす世界の食料安全保障への影響や持続可能な農業・食料システムの構築について議論が行われました。我が国は、ウクライナの食料生産・流通の復興、肥料の世界的な需給の安定確保等に向け取り組む必要があること、また、持続可能な食料システムの推進には、万能の解決策はなく、各国・地域の農業形態や気候条件を考慮しながら取り組む必要があること等を訴え、G7農業大臣コミュニケ(「危機時における持続可能な食料システムに向けた道筋」)の採択に積極的に関与しました。

また、同年9月にインドネシアで開催されたG20農業大臣会合では、持続可能な農業・食料システム等の農業政策について議論が行われました。会合では、多くの国が、ロシアによるウクライナ侵略を、世界の食料安全保障を脅かすものとして非難するとともに、持続可能な食料システムに向けた中・長期的な取組を強化すべきと主張しました。我が国からは、これに加え、食料・農業のサプライチェーンを強^{きょうじん}靱化し、環境負荷を低減させつつ必要な食料を増産するために、各国がそれぞれの農業資源を持続可能な形で活用していくことの重要性について主張しました。



G7 農業大臣会合で議論する農林水産副大臣



G20 農業大臣会合で発言する農林水産大臣政務官

(第12回WTO閣僚会議において閣僚宣言を採択)

令和4(2022)年6月にスイスで開催された第12回WTO閣僚会議では、全加盟国のコンセンサスにより、前回のWTO閣僚会議では発出できなかった閣僚宣言が採択されました。また、漁業補助金協定が採択され、食料安全保障に関する閣僚宣言、WFP(国連世界食糧計画)に関する閣僚決定が作成されるとともに、衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定¹⁾)の閣僚宣言が発出されました。食料安全保障に関する閣僚宣言では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるサプライチェーンの混乱やロシアによるウクライナ侵略を背景に、食料安全保障が脅かされる中、国内生産と並んで貿易が世界の食料安全保障のために非常に重要であること、WTO協定の規定に整合的ではない輸出禁止・規制を行わないこと等が盛り込まれました。一方、農業交渉の「今後の作業計画」については、各国の隔たりが埋まらなかったため合意に至らず、議論を継続することとなりました。

¹ WTO 協定に含まれる協定(附属書)の一つであり、「Sanitary and Phytosanitary Measures(衛生と植物防疫のための措置)」の頭文字をとって、一般的にSPS 協定と呼ばれている。